

「真庭市地域公共交通計画（案）」についてご意見を募集します

- 真庭市地域公共交通計画（案）に係るパブリックコメント手続実施要綱 -

1 ご意見を募集する計画案の名称

真庭市地域公共交通計画（案）

2 計画策定の趣旨及び背景

真庭市地域公共交通計画（案）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、本市の地域公共交通の目指すべき将来像と、その実現に向けた施策の方向性を示したマスタープランです。

本市においては、令和3年3月に「真庭市地域公共交通計画」を策定し、公共交通の機能向上（路線の再編や車両バリアフリー化など）や利用環境整備（キャッシュレス決済・バスロケーションシステムの導入、待合環境の整備など）といった、計画に基づく取組を推進してきました。さらに、令和5年10月にはAIオンデマンド乗合タクシー「チョイソコまにわ」を導入するなど、移動の選択肢を高める取り組みも進めています。

この度、令和8年度～令和12年度の5年間を計画期間とする「真庭市地域公共交通計画（案）」がまとまりましたので、内容を公表し市民の皆様からのご意見を募集します。

いただいたご意見は計画策定の参考とさせていただきます。

つきましては、以上の内容について次によりパブリックコメントを実施しますので、是非多くのご意見をお寄せください。

3 公表資料

真庭市地域公共交通計画（案）

4 公表資料の入手方法

真庭市ホームページからダウンロードしていただくか、真庭市役所生活環境部くらし安全課及び各振興局地域振興課で閲覧できます。

5 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係を有する方

6 募集期間

令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月16日（月曜日）まで

7 提出方法

パブリックコメント意見提出様式に、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を記入して、次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 電子申請 ホームページに公表する専用フォームに入力
- (2) 電子メール kurashianzen@city.maniwa.lg.jp
- (3) 郵送 〒719-3292 真庭市久世 2927番地2
真庭市役所生活環境部くらし安全課公共交通対策室あて
※令和8年2月16日（月曜日）必着
- (4) FAX 0867-42-7455
真庭市役所生活環境部くらし安全課公共交通対策室あて
- (5) 直接提出 真庭市役所生活環境部くらし安全課または各振興局地域振興課
※パブリックコメント意見提出様式は、真庭市ホームページに掲載の電子データ
(Word形式又はPDF形式)又はにおいて配布のものをお使いください。

8 提出意見の取扱い

- (1) 提出されたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。
- (2) 提出されたご意見は、内容ごとに整理分類し、市の考え方とともに後日公表します。
- (3) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。
- (4) 個々のご意見に対して、直接、個別に回答いたしません。
- (5) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

9 問い合わせ先

真庭市生活環境部くらし安全課公共交通対策室

〒719-3292 真庭市久世 2927番地2

電話 0867-42-1017

FAX 0867-42-7455

E-mail kurashianzen@city.maniwa.lg.jp